

# ○学校等において研究等に従事する教育局長等 の職員の取扱いに関する要綱

(原文横書)

昭和六十年四月一日施行

一部改正 昭和六十三年四月一日

最終改正 令和三年三月三十一日

(趣旨)

**第一条** この要綱は、県教育局及び県立教育機関（県立学校を除く。）に勤務する職員が、職員の分限に関する条例（昭和二十六年埼玉県条例第五十一号）第二条の事由に該当して、学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共的施設において、職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導（以下「研究等」という。）に従事する場合、その承認の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(休職の期間)

**第二条** 休職の期間は、二年以内とする。

(給与)

**第三条** 職員には、休職の期間中、職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）第二十一条第五項の規定により、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十を支給する。

(研究等の申請)

**第四条** 職員は、研究等に従事しようとするときは、あらかじめ、受入先の受入れを証する書面を添えて、研究等従事申請書（様式第一号）を所属長を経由して、教育長に提出しなければならない。

(所属長の意見)

**第五条** 所属長は、前条の研究等従事申請書に、意見書（様式第二号）を添付しなければならない。

(研究等の承認)

**第六条** 教育長は、研究等従事申請書を受理したときは、速やかに承認又は不承認の決定を行い、研究等承認（不承認）決定通知書（様式第三号）により、当該職員に通知するものとする。

(研究等の不承認)

**第七条** 教育長は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その研究等に従事することを承認しないものとする。

- 一 本県職員としての勤務年数が研究等の開始日において五年未満であるとき。
- 二 勤務成績が良好でないとき。
- 三 現に従事している職務と従事しようとする研究等とに密接な関連が認められないとき。

- 四 研究等に従事することにより、所属課所の業務に著しい支障が生ずると認められるとき。
- 五 研究等が本県にとって有益と認められないとき。
- 六 前各号に定めるもののほか、教育長が研究等に従事することを不適当と認めるとき。

(承認者の数)

**第八条** 第六条の承認は、一年度につき一人を限度として行うことができるものとする。

(報告)

**第九条** 研究等に従事する職員は、研究等を中断又は中止する場合は、あらかじめ所属長を通じ教育長に報告しなければならない。

2 休職の期間満了前に研究等が終了した場合は、直ちに所属長を通じ教育長に報告しなければならない。

(研究等の状況把握)

**第十条** 所属長は、研究等に従事する職員の研究等の状況について、適宜把握するものとする。

(その他)

**第十一条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、令和三年三月三十一日から施行する。